

医療福祉費助成制度（マル福）をご存じですか

医療福祉費助成制度（マル福）とは、医療保険各法に規定される一部負担金を公費で助成することにより、受療を容易にし、併せて健康の保持と生活の安定を図ることを目的としている茨城県の制度です。

この制度を利用するには、定められた所得以下であることに加え、申請手続きが必要となります。

マル福の種類	対象者	申請に必要なもの	助成額	
			県補助対象助成額	市単独助成額
小児	0歳から 中学校3年生まで	・保険証 ・印鑑 ・口座番号のわかるもの	医療保険各法に規定される 一部負担金から医療福祉費 自己負担金を除いた額	・医療福祉費自己負担金 (外来・入院) ・入院時食事負担金
妊産婦*	母子手帳を交付された 妊産婦	・母子手帳 ・保険証 ・印鑑 ・口座番号のわかるもの	※医療福祉費自己負担金は 1医療機関ごとに ・外来1日600円 (1か月2日限度) ・入院1日300円 (1か月10日限度)	※中学生は自己負担金およ び入院時食事負担金の助 成はありません。
母子 ・ 父子	母子・父子家庭	・戸籍謄本 ・保険証 ・印鑑 ・口座番号のわかるもの	医療保険各法に規定される 一部負担金	・医療福祉費自己負担金 (外来・入院) ・入院時食事負担金の1/2
重 度 障 害 者	身体障害者手帳 1・2級に該当する者	・障害を証するもの(身 体障害者手帳、療育手 帳、特別児童扶養手当 証書、障害年金証書等) ・保険証 ・印鑑 ・口座番号のわかるもの	医療保険各法に規定される 一部負担金	入院時食事負担金の1/2
	身体障害者手帳3級の 内部障害に該当する者			
	療育手帳A判定を受けた者			
	療育手帳A判定を受けた者			
	特別児童手当1級対象者 障害年金1級受給者			

※妊産婦マル福が利用できるのは原則、産婦人科医療機関のみになります。妊娠に合併した疾病で、他診療科等の検査・診断・治療を要する場合は、原則として産婦人科医療機関から紹介がある場合が対象となります。

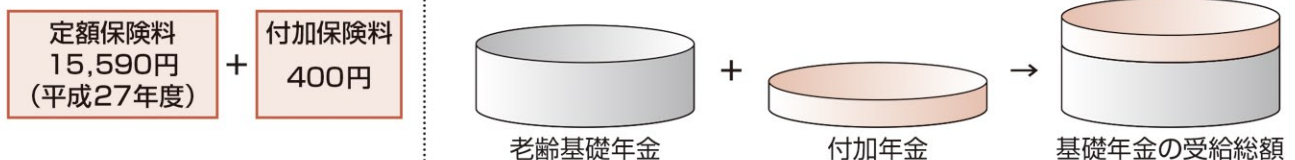
【申込み・問合せ】

保険年金課（内線143）、笠間支所市民窓口課（内線72124）、岩間支所市民窓口課（内線73183）

国民年金の「付加年金」制度

国民年金の第一号被保険者・任意加入被保険者の方は、月々の定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされて受け取ることができます。

○付加保険料は、月額400円です。 付加年金の受給額（年額）は、『200円×付加保険料を納付した月数』です。



毎年、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

たとえば付加保険料を10年間納付したとすると…

- 付加保険料の納付総額は48,000円になります。
400円×120月（10年）＝48,000円
- 付加年金の受給額は24,000円（年額）になります。
200円×120月（10年）＝24,000円

毎年、老齢基礎年金に付加年金
24,000円が上乘せされます。

付加年金を2年間
受給すると納付し
た付加保険料総額
と同額になります。

- ※付加年金は、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金です。
- ※付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。
- ※国民年金基金に加入の方は、付加年金に加入することができません。
- ※付加保険料は、納付期限を過ぎると納付できませんが、平成26年4月1日の改正により、（加入月以降の）納付期限から2年以内なら納めることが可能になりました。

付加年金は 希望する方の加入です

年金手帳・認印をご持参のうえ、市役所保険年金課または各支所市民窓口課へお申し込みください。

【申込み・問合せ】

保険年金課（内線141）、笠間支所市民窓口課（内線72123）、岩間支所市民窓口課（内線73182）